

## 第14回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：平成26年10月20日（月） 10:00~16:45

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館6階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、磯部哲構成員、伊藤正次構成員

〔政府〕 満田誉内閣府地方分権改革推進室次長、三宅俊光内閣府地方分権改革推進室次長、谷史郎内閣府地方分権改革推進室参事官、高角健志内閣府地方分権改革推進室参事官、池田達雄内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

平成26年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省から回答等について説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番36：CIQ業務権限の都道府県への移譲（法務省、財務省、農林水産省、厚生労働省）>

（高橋部会長）佐賀県は、必ずしも権限移譲にこだわっておらず、24時間前にビジネスジェット到着の連絡が来た場合でも対応できることをビジネス便の航空会社に示したいと考えている。

法務省は、定期便がない火・木曜日であっても対応できるか。

（法務省）24時間前までに連絡があれば、勤務命令を発する等により対応可能である。

（高橋部会長）全職員9名中7名を出勤させることも可能か。

（法務省）ビジネスジェットの乗客は、大半は数名であるため、職員の派遣は1名又は2名で済む。

（高橋部会長）多くても3名程度は確保できるか。

（法務省）ビジネスジェットの乗客は、通常10名未満であるため、慣れれば1名で対応可能だが、最初は2名で対応する。

（高橋部会長）緊急に他の空港へ応援の人員を割かなければならないことはあるか。

（法務省）管内での応援体制は、基本的に福岡入国管理局から人員を出している。大型のクルーズ船が来た場合などは、大阪や東京から人員を出しており、佐賀出張所の人員を要する応援体制とはしていない。

（高橋部会長）次に、財務省は、他の空港などに応援人員を出している時であっても、24時間前に到着の連絡があった場合に対応できるか。

（財務省）福岡空港、博多港は門司税関の管轄であるため、長崎税関管轄である佐賀空港とは競合しない。長崎税関管轄の鹿児島空港、長崎空港、熊本空港は、それぞれの近隣の支署、出張所で応援体制を組んでいるため、佐賀空港に対して、他の空港や港での事情により、人員を割けなくなることは想定していない。

（高橋部会長）長崎は佐世保港など大きな港があるが、そこに大型船は入らないのか。

（財務省）長崎税関本関は130名の職員がいるほか、佐世保港には別途人員を配置しているため、支障はないと考えている。

（高橋部会長）農林水産省は、臨機応変に対応できる体制となっているか。

（農林水産省）ビジネスジェットにおける検査の件数は少ないため、1名で十分に対応可能である。定期便がある曜日は、佐賀空港に1名を割くことが可能であり、定期便がない曜日も臨機応変に対応できる上、万が一の場合でも、バックアップ体制があるため、十分に対応できる。

（高橋部会長）緊急に人員が必要となった場合は、全国の地方支分部局で連携するののか。

（農林水産省）動物検疫所は、佐賀空港を管轄する出張所に11名いるほか、博多出張所に10名いる。また、植物防疫所は、福岡支所に21名の職員がいるため、九州の中で対応できると考えている。

（高橋部会長）厚生労働省は、具体的な人員配置に関する説明がなかったため、説明いただきたい。

（厚生労働省）各空港における検疫体制は、エボラ出血熱や新型インフルエンザなど国際的な公衆衛生上の緊急事態が生じた場合に業務が集中する検疫業務の性質を踏まえ、様々な状況を考慮の上で個別に対応することが必要である。

現在の福岡管内の検疫体制の精査等を行った結果、佐賀空港は、原則3日前まで、緊急時は24時間前までに福岡検疫所に連絡があれば、対応可能である。

(高橋部会長) 常時、人員配置を柔軟に行っているため、具体的な配置人数の説明ができないということか。

(厚生労働省) 佐賀空港への定期便の到着に併せて、職員を1名配置している。定期便がない曜日も、福岡検疫所から1名派遣することとなる。

(高橋部会長) 検疫は1名で足りるのか。

(厚生労働省) ビジネスジェットの乗客は数名であることが多いため、通常は2名で対応しているが、問題がなければ1名で対応できる。

(高橋部会長) 定期便への対応で2名を配置しているが、ビジネスジェットは乗客数が少ないため、1名で対応できるということか。

(厚生労働省) そのとおり。

(伊藤構成員) 佐賀空港は、権限を移譲せずとも臨機応変な対応が可能であるとのことだが、他の地方空港からビジネスジェット誘致のために佐賀空港と同様の体制を整備するよう要望があった場合、対応できるか。仮に人員配置が困難であるならば、地方へ権限移譲すべきという議論の余地も出てくるのではないか。

(法務省) ビジネスジェットの到着頻度によるが、入国管理局は増員により体制が強化されつつあるため、当面はどの空港でも、佐賀空港と同様の体制を整備することが可能である。

ただし、ビジネスジェットの数が大幅に増えた場合、人員配置や仕事のやり方を工夫する必要がある。地方への権限移譲については、入国管理局の職務の性質上、なじまないと考えている。

(財務省) ビジネスジェットの誘致は、日本再興戦略や観光立国、あるいは地方創生の観点から非常に重要であるため、他の地域についても積極的に協力したい。

具体的には、他の空港から同様の要望があれば、当該空港の航空需要や地理的条件を踏まえ、適切な体制を構築する。

(農林水産省) 必要に応じて、今後も体制整備をしていくことが大事だと考えている。

(厚生労働省) 一齐に全国の空港から手が挙がると、今の体制では厳しくなるのではないかと考えている。将来、全国の空港から要望があれば、体制整備を進めたい。権限移譲については、検疫業務は、自治体の法定受託事務になじまないと考えている。

(磯部構成員) 例えば、法令違反があった時の犯則調査は、初動対応が重要であるため国がやるべきとされている事項など、詰めたい論点は多々あるが、今回は、現状の体制で対応が可能ということで、結果としては良かったと考えている。

佐賀県は、空港の活用をためらっているビジネスジェット運航支援会社に対して、24時間前までに連絡があればCIQ体制が完備できることをアピールしたいと考えられるため、例えば、佐賀県とCIQ機関で、対外的に示せる取り決め文書を交わすことが可能か。

(法務省) 示し方は事務的に検討する。

(高橋部会長) 例えば、佐賀県が、佐賀空港のCIQ体制は十分であると記載した航空会社向けのパンフレットを作成した場合、内容に異論がなければ配布しても構わないか。

(法務省) 具体的な示し方は、佐賀県の要望も踏まえつつ検討したい。

(高橋部会長) 佐賀県は、何らか公表できる形での確約を各省と交わし、航空会社に示したいと考えている。示し方を佐賀県とよく相談の上、問題がなければぜひ合意いただきたい。

法務省はどうか。

(法務省) 協力する用意がある。

(高橋部会長) 財務省はどうか。

(財務省) 提案の状況をよく伺い、どのような形が一番いいのか佐賀県から要望を聞いた上できちんと協力したい。

(高橋部会長) 農林水産省はどうか。

(農林水産省) 農林水産省も同様に、佐賀県の要望を聞き、協力できるよう対応したい。

(高橋部会長) 厚生労働省も同様か。

(厚生労働省) 同様である。

(高橋部会長) 佐賀県の要望は、韓国や中国など他国と競争する中で、航空会社との商談において、十分なCIQ体

制が整備されていることを示すことである。日本国全体の産業振興に寄与すると考えられるため、地方創生の観点からもぜひお願いしたい。

<通番 18：鳥獣捕獲許可等の市町村への移譲（環境省）>

（高橋部会長）沖縄県以外は、事務処理特例制度により市町村に被害防止目的の捕獲許可権限を移譲しているため、一括して法律に基づき移譲すべきではないか。

また、このような実情を踏まえれば、必ずしも今回の法改正に反しないのではないか。

（環境省）同じ被害防止の目的であっても、移譲対象となっている鳥獣の種類は都道府県によって異なるため、類型化が困難である。

（高橋部会長）被害防止目的の捕獲許可のうち、個体調整などの目的で捕獲される鳥獣を除いた鳥獣に係る権限は移譲できるのではないか。

（環境省）被害防止目的の捕獲許可権限は、全て市町村に移譲するということか。

（高橋部会長）被害防止と個体調整の双方の目的で捕獲される鳥獣に係る権限は、個体調整にも影響するため移譲できないが、被害防止目的のみのものであれば、一律で移譲できるのではないか。

（環境省）被害防止と個体数調整の双方の目的で捕獲される鳥獣の種類は、初めから決まっているものではないため、有害鳥獣捕獲に係る権限を一律に全市町村へ移譲するわけにはいかず、全市町村における各鳥獣の状況を個別に判断する必要がある。

（高橋部会長）法律では、被害防止以外の目的と重複しない鳥獣に限って移譲することを規定し、移譲する鳥獣の種類は省令で定めることとすれば、各都道府県や市町村の状況を臨機応変に反映できるのではないか。

（環境省）省令であっても、全市町村における数十種の野生鳥獣の移譲の可否の検討には膨大な作業量が発生する。また、鳥獣の状況は生息数の増減で変わるため、常に都道府県や市町村から情報を収集し、定期的に見直しを行う必要があり、実務上、迅速な対応ができないのではないか。

事務処理特例制度であれば、都道府県と市町村との調整により柔軟な権限移譲が可能だが、国が一律に移譲を行うこととなれば、都道府県や市町村から情報収集を行うため、都道府県や市町村の業務が逆に増えるのではないか。

また、現在は各都道府県で移譲対象が異なっているが、国が一律の基準を作ることで、各地域の柔軟性を奪うことにならないか。

（高橋部会長）被害防止の観点から地域に関係なく捕獲すべき鳥獣は存在するが、地域によっては捕獲の必要性がないため移譲していないものもあると考えられる。一律に移譲するとしても、必ずしも都道府県及び市町村に大きな事務負担は発生しないのではないか。

（環境省）市町村に移譲されているのは捕獲許可の手續に係る事務であり、捕獲許可基準の策定権限は都道府県が有している。現行制度では、捕獲の目的にかかわらず、鳥獣ごとに捕獲許可頭数の範囲を定め、その範囲の中で機動的に許可の手續ができるよう市町村に権限を移譲している状況であると認識している。捕獲許可基準の策定権限まで市町村に移譲した場合、先ほど説明したとおり、国が関与した上で判断しなければならないという、非常に面倒な話になる。

（磯部構成員）事務処理特例制度で権限を移譲しても、許可基準は都道府県が決めるのか。

（環境省）都道府県が策定する鳥獣保護事業計画の中で許可基準を定めることとなっている。

（磯部構成員）環境省の捕獲許可制度のフロー図では、各許可権者が許可対象者、対象種、捕獲数を定めると書かれている。

（環境省）法律上、都道府県が定める鳥獣保護事業計画の中で、捕獲許可の基準を定めることとなっている。したがって、都道府県と市町村のどちらが許可を行う場合であっても、捕獲許可の基準は都道府県が定めた鳥獣保護事業計画に従うこととなる。

（磯部構成員）鳥獣保護事業計画に捕獲頭数や鳥獣の種類が書かれているのか。

（環境省）都道府県によって濃淡はあるが、国からの指針では、実際の捕獲に当たっての考え方を書くよう示している。

（磯部構成員）そうであれば、環境省のフロー図に誤りがあるのではないか。

（環境省）確認の上、直すべきところがあれば直したい。

（高橋部会長）計画にあらかじめ捕獲許可数は書きようがないのではないか。具体的な許可基準は、計画に沿っ

て各許可権者が定めているのではないか。

(環境省) 捕獲頭数に係る考え方は計画の中に記載されているが、実際に頭数を示すかどうかは状況に応じて都道府県が決めるものであり、必ずしも事業計画の中で具体的に書かれているわけではない。

各市町村が、市町村をまたがって生息する鳥獣の捕獲許可を出すことで、都道府県が全体の管理を行う際の支障となるおそれもある。

(磯部構成員) 例えば、栃木県は全ての目的及び全ての鳥獣種に係る権限を移譲しているが、これも都道府県の裁量の範囲内か。全ての権限を移譲することで、制度設計上の問題は起こらないのか。

事務処理特例制度の活用により、ほぼ全ての市町村が被害防止目的の鳥獣捕獲許可事務を行っている現状を踏まえ、原則的に市町村が捕獲許可事務を行い、事務処理特例制度で移譲すべきでない部分は都道府県に残すよう制度を見直した方が良いのではないか。

(環境省) 自然に生息する鳥獣の保護という観点から、都道府県による広域管理を基本とし、地域の事情に応じて特例を設けるとするのが制度の本来あるべき姿であり、制度の本旨ではないところで制度を見直すことは適正でない。

過去、市町村による有害鳥獣捕獲を中心に進めた結果、全体の管理に危惧が生じたため、都道府県による全体の頭数調整を基本として管理する方向で鳥獣行政を進めている。

シカやイノシシのように頭数の増加が問題となっている鳥獣もいるが、絶滅の危機に瀕している鳥獣も多いため、広域での管理が重要である。

(磯部構成員) 栃木県のケースで、実態として権限移譲がされていないものもあるということか。

(環境省) 鳥獣種によっては移譲されていないものもある。

(磯部構成員) 事務処理特例制度で特に鳥獣種を限定することなく許可権限を移譲しているにもかかわらず、都道府県に権限が残るのか。

(環境省) 栃木県のように全部移譲しているのは極めて例外的であり、他の都道府県は、鳥獣の種類を限定して移譲するか、移譲する市町村を限定している。さらに目的を限定している例もある。

(磯部構成員) 全ての権限を移譲している都道府県においては、許可権限は全て市町村が有しているべきであり、都道府県には許可権限がないはずではないか。だとすれば、都道府県による捕獲許可はできないのではないか。

(環境省) 国の基本指針において、移譲に当たっては、広域管理ができるかという問題と、鳥獣による農作物被害の状況、市町村の事務処理体制を見て判断し、移譲した場合でも市町村と情報共有を行い、全体の鳥獣管理に支障がないよう配慮すべきであることを示している。

仮に全ての権限を市町村に移譲している場合でも、広域管理に支障が生じないように都道府県と市町村の連携が必要である。

また、市町村レベルでの有害鳥獣捕獲では上手くいってなかったことから、都道府県の役割を強める方向で法改正を行ったところであり、市町村への権限移譲は、今回の法改正と方向が異なるものである。

(磯部構成員) 既に、事務処理特例制度を活用している都道府県では市町村、それ以外は都道府県が権限を有する状態となっている。このため、原則として市町村に権限を置いた上で、都道府県と市町村との間の連絡調整の仕組みを構築すればよいのではないか。

(環境省) 迅速性の観点から、事務処理特例制度による権限移譲を否定はしないが、法律で権限を切り分けた場合、市町村が独立して権限を行使し、連絡調整が困難となるのではないか。広域的な管理のためには市町村と都道府県の連携が必要であるため、環境省は法律に基づく権限移譲に反対である。

また、現在は都道府県と市町村の判断により権限移譲が行われているが、国が法改正により権限移譲を行う場合、国が各鳥獣種の移譲可否を判断する必要があるため、機動性の低下が危惧される。

繰り返しとなるが、事務処理特例制度での移譲は、都道府県が市町村と調整の上、柔軟に移譲できるため、埼玉県の要望に沿った制度であると考えている。

(高橋部会長) 市町村が都道府県鳥獣保護計画に配慮して権限を行使すれば、広域連携は可能ではないか。また、それほど煩雑にならずに、被害防止でほかの目的と矛盾、抵触しない鳥獣については、地域の実情に応じて市町村へ権限移譲ができるような制度設計ができるのではないか。

(環境省) 地域の実情に応じた権限移譲は、国が行う場合には困難となる。

(高橋部会長) 法令の基準に従って地方公共団体が条例を定めた場合のみ、市町村が被害防止目的の鳥獣捕獲許可権限を行使できることとし、それ以外の権限は都道府県が行使できることとすればよいのではないか。

(環境省) まずは都道府県の役割を強化した今回の改正法の施行状況を見て、制度が機能するか否か判断した上で、制度設計を検討すべきである。

また、埼玉県が当該提案を行った理由は、市町村の自立を促したいことと、市町村が許可事務を行うことで機動的な対応を可能としたいとのことだが、どちらも事務処理特例制度で可能であるにもかかわらず、法律改正を行うことにどのような利益があるのか。逆にコストが増加することになるのではないかと。もし議論を継続するのであれば、事務局で検討いただきたい。

(高橋部会長) 繰り返しとなるが、都道府県と市町村との間で連携して権限を行使する制度設計は可能ではないか。事務処理特例制度による移譲では、市町村は都道府県に依存してしまう。現に被害防止目的での捕獲許可権限が多く市町村に移譲されているため、今回の法改正を踏まえるとしても、法律による権限移譲を検討する余地があるのではないかと。

(磯部構成員) 許可基準の策定権限が都道府県に残っているため、事務処理特例制度で権限を移譲されている市町村が自主的な判断と責任で権限を行使できない状態となっていることに問題があるのではないかと。

(環境省) 鳥獣保護管理は専門的な分野であり、全国市長会・全国町村会からも市町村における専門的知識を有する人材の乏しさを危惧する意見が出ている。

また、連携を図ればよいのではないかと指摘があったが、市町村の人材の状況を踏まえると、現実的には困難ではないか。仮に都道府県と市町村との協議を制度化するとしても、実際に連携が強化されるか否かをコストベネフィットも含めて十分に見極める必要がある。

(高橋部会長) 市町村が捕獲許可を行うことによる鳥獣絶滅の危険性については、都道府県知事が市町村に勧告できる制度を設ければ回避できるのではないかと。

制度設計や費用便益に係る見解に相違があるため、引き続き協議したい。

#### <通番 22：市町村策定の創業支援事業計画認定権限の都道府県への移譲（経済産業省中小企業庁、総務省）>

(高橋部会長) 運用の改善を具体的に提案してもらっており、一部提案の実現に向けて検討ということで、Dではなく、Eと受け止めさせてもらえないかと。

(総務省) 区分けは十分認識していなかった。それで構わない。

(高橋部会長) まず認定権限について聞きたい。時期尚早かつ最初だからということだが、もともと産業振興は地域に身近な都道府県が行うものであり、都道府県が認定して、国は市町村をバックアップする形が本来的な形だと思うが、いかがかと。

(総務省) 産業競争力強化法の作成過程で、企業誘致の効果に懐疑的な部分があった。グローバル企業はどんどん海外に進出しており、最先端の工場を誘致しても機械化等で雇用が生まれただけでなく、為替等の状況で逃げていくこともある。

そういう前提の下、規模が大きなくても雇用吸収力があり、市町村を中心に、地元の原材料も使って地元の預金を地域で回していく創業について、支援を見直す必要があると考え、総務省が共管に入った。

そのパートナーとして、商工会議所等や営業エリアが決まっている信用金庫等を考えたのであり、今まで思われていた企業誘致等とは視点が違う。こうした連携は、市町村は馴染みがあるが都道府県にはあまり馴染みがないと考えたため、立ち上げていく時に、経済産業省と総務省が認定を行うことはそんなにおかしくないのではないかと。ただ、運用状況を見て色々な改善方法はあろうかと思う。

(高橋部会長) やはり身近なところで市町村の話を掘り起こしていくのは、経済産業局等ではなく、市町村に近い都道府県なのではないかと。

(総務省) 今後は改善等もあり得るが、今までとは違う視点の創業支援政策だったため、各省庁の持つシーズも生かしながら、全国でも先進的な市を含めた形での横並びを見ながら作った方がいいと当時思ったし、その思いは今も変わらない。

(高橋部会長) 新しい視点の産業振興政策だというのは分かるとして、国が市町村をバックアップすることは否定していない。だから、国が市町村をバックアップし、都道府県が認定するまでの橋渡しを国が行う方が、市町村との距離からも適切だと思ったのだが、いかがかと。

(総務省) 今後の在り方として色々あるかもしれないが、当時は全国の金融政策ともリンクしながら、規定を作った。今は、1つでも多くの市町村が、できるだけ効果的にローカルアベノミクスを進めてもらいたいと進め

ている最中である。今後、制度改革の必要性等は勉強していきたいと思うが、理解してもらいたい。

(高橋部会長) 当面、現状で進めさせてほしいという話は分かったが、都道府県の政策との整合性もあり、国が市町村をバックアップし、都道府県が自分の政策との整合性を考えて認定する制度もあり得るのではないかな。そうした方向で制度検討が行われることはあり得ると理解してよいか。

(経済産業省中小企業庁) 産業競争力強化法に基づく地域の創業支援体制の構築は、地域の産業振興も重要ではあるが、日本全体での経済成長戦略の重要な柱でもある。都道府県ごとの創業支援体制と市町村の創業支援計画が整合的であることも非常に重要な要素であり、今の運用で都道府県と意思疎通ができていない部分については、運用改善をしなければいけないと思う。ただ、誰が認定をするかについては、少なくとも現時点では国の視点で認定を行い、認定に当たって都道府県の中での整合性は、都道府県から意見をもらうということの両面が必要だと思う。

(高橋部会長) 回答では、制度面について施策効果検証を並行して検討するという内容だったと思うが、その点はどうなっているのか。

(経済産業省中小企業庁) 現時点では、権限移譲については現状のままとさせてもらいたい。対応可能というのは運用面についての話である。

(高橋部会長) 資料3の24ページの回答にある制度面とは権限移譲のことではないのか。

(経済産業省中小企業庁) 権限移譲のことである。

(高橋部会長) だから権限移譲についても施策効果検証と並行して検討したいという回答だと理解したが、間違いないか。

(経済産業省中小企業庁) 間違いない。現時点ですぐに権限移譲できるという意味ではないということである。

(高橋部会長) 10%という目標を国として達成する方法は色々あり、国が一括して管理する方法もあれば、都道府県が10%という目標を見ながらそれぞれに目標を立て、国全体として10%になるという方法もある。今の答えが移譲を検討できない理由にはならない。

(経済産業省中小企業庁) 検討できないということではなく、現時点では移譲できないという意味である。

(高橋部会長) 当面は現状維持という話だと思うが、それと並行してということは、直ちに換えられないが、検証しながら具体的に考えていくと理解してよいか。

(経済産業省中小企業庁) 結構である。

(高橋部会長) どのぐらいでめどが立つのか。

(総務省) ローカル10,000プロジェクトを金融庁等と一緒にやっているが、全市町村に5、6事業立ち上げてもらうと全国で1万になる。それを3年から5年の期間で実施できるよう、市町村や金融機関等に頑張ってもらえるよう作業している。

したがって、半年、1年では厳しいが、その後の運用の中で熟した形になれば、色々なスキームはあり得る。我々としては権限という認識は余りなく、新しいスタイルの創業支援を市町村、都道府県とやっぺいこう、と金融庁と一緒に走り回っているのが実感である。

(伊藤構成員) 今の話で、施策効果の検証を進めるという話だったが、どういう状態になれば都道府県に権限を移譲できると想定しているのか。その新しいスキームがあまりうまくいかない時に、むしろ都道府県との間での整合性をとるために権限移譲を進めるのか。逆に、新しいスキームが受け入れられた時に、施策が成功したとして、今後は都道府県に産業政策の中心的な役割を担ってもらうために移譲になるのか。

(総務省) 経済産業省とよく話していないが、市町村が自分で創業支援事業計画を作って実施できるのであれば、そもそも認定という行為が不要になると思う。そうなることが我々の理想なので、認定自体が経過的なものだと総務省では考えている。そのために一生懸命手伝う根拠が産業競争力強化法であり、認定という権限と責任を負っているのだからしっかりと支援しろと叱咤を受けているつもりである。

(経済産業省中小企業庁) 最終的な理想形は同じだと思う。他方で、目標に対する現状を見ると、当面は国の認定という形でスピードアップすべきと考えている。

付け加えると、まずは都道府県に積極的に関与してもらえらる形への運用改善に努めていき、実績が積み上がってくれば、次の形を考えるということだと思う。

(伊藤構成員) これから数年の間にこの新しいスキームがうまくいけばいいが、あまり手を挙げてくれない状況の中で、むしろ都道府県が主体となって地域の全体的な創業支援の枠組みを作り上げていくことも考えられると思うが、いかがか。

(総務省) これまでに完成したのが270で、後1,000位がまだ作成過程のため、一生懸命推進しているところであって、問題はそこではなく、どれだけ経済の好循環が生まれるかにある。これは客観的な数字が出るので、検証していく。

都道府県は重大なプレイヤーなので協力を依頼して、必要なデータも全部出して、一緒に進めていきたい。ただ、このスキームが熟した時に認定という仕組みが要するのだろうかと感じている。

(磯部構成員) 話を聞いてうまくいけばいいと思うが、権限でも責任でも、むしろ都道府県が行う方がスピード感も出るし、独自施策との調整も効率的、効果的に進めやすいということで提案になったのだと思う。今の制度設計でも見直すべき点があると感じるが、走り始めているし、作成中の計画が1,000もあるから、当面現状維持したいことも分かる。

ただ、伊藤構成員の言うように、いつどのように評価するのかを事前に決めておかないと、方法論論におかしな気がする。どのように施策効果検証を実施するのかという見通しを具体的に言ってもらわないと、当面現状維持でいいのかという評価を留保したい。

例えば、条文上は集中実施期間中に計画を大臣に提出し、認定を受けるとのことだが、期間はあるのか。

(経済産業省中小企業庁) 今の質問は、法律全体の見直しのことか、それとも市町村の事業計画の期間のことか。

(磯部構成員) 当面は運用面の改善を行うということだが、その当面をどのタイミングで切れればいいのかを知りたい。認定申請は集中実施期間に行うというタイミングがある。

(経済産業省中小企業庁) 集中実施期間は平成25年度以降の5年度である。

(磯部構成員) 5年経過したら、その時点で次はどういうスキームにするか考えるのか。

(経済産業省中小企業庁) この法律の見直しについては、法律の附則に、平成30年3月31日までに、施行の状況を検討して必要な措置を講ずるとされている。

(磯部構成員) ちなみに認定の効果は何年か。

(経済産業省中小企業庁) 市町村の事業計画は通常3~5年で出してもらっており、それを認定している。

(磯部構成員) 3年から5年経過すると終了するのか。

(総務省) 更新もある。

(経済産業省中小企業庁) 期間中の計画変更もあり、継続のケースもあると思う。

(磯部構成員) では、変更や更新のタイミングで都道府県が認定する制度設計はどうか。

(経済産業省中小企業庁) その時点の施行状況や策定状況にもよってくる。

(総務省) 感覚の話で恐縮だが、この政策はずっと続けるという印象を私は持っていない。この2、3年の間に持てるものを全部使って、全国津々浦々に経済の好循環をもたらさなければいけないと考えている。

市町村が出てきたのは、地域金融機関と併せて、これ以上の有力なプレイヤーはないと考えたからだ。そして、施策を進めた結果が問われるため、権限というより責任とを感じる。

したがって、都道府県の協力が得られることは素晴らしいことなので、データベースやその他の情報の共有だけでなく、色々な形で一緒に進めていきたいし、私の感覚だと5年後には成功しない。

うまくいかなかった場合、5年後の我が国経済はどうなっているのかという話になるため、もちろん検証しながら進めていきたい。

(高橋部会長) 主張はよく分かったが、こうした産業政策、コンパクトでもパンチのあるものの創業支援は、都道府県としては自分の仕事だという意識があると思う。また、従来の都道府県の政策との整合性という点でも、補助金も絡む話なので、自分達の権限としてもらいたいという意識は当然あるだろう。そうした話を受けて、当面現状維持したいという話も分かるが、常に検証してもらって、ある程度進んで都道府県にバトンタッチしてもいいとなれば、バトンタッチしていくことも考えてもらいたい。

(総務省) もちろんそうするが、その時に認定というスキームが必要なのかということ。

(高橋部会長) 補助金の話もあるので、認定という話になるのではないか。

もう一つ、運用改善について話を聞きたい。都道府県が創業支援者、事業者として位置付けられることが可能だと周知するという話だったが、そうした通知はいつ頃出すのか。

(総務省) 早急に出したい。

(高橋部会長) また、都道府県に情報が行くという話だが、国と同時のタイミングだと都道府県としては前から関与したかったという話になると思う。

(総務省) 途中のプロセスから参画してもらえるようにする。

(経済産業省中小企業庁) 先ほど説明したとおり、都道府県より先に経済産業局に話があった場合には、事前の相談の段階で都道府県に声かけをして、例えば打合せに入ってもらえるよう、本省と経済産業局の間でも徹底するよう努める。

(高橋部会長) 通知か何か出しているのか。

(経済産業省中小企業庁) 通知を出す。それは地方公共団体への通知とは別に、本省と経済産業局の間で、局が聞いた段階できちんと都道府県に声かけするようにする。

(総務省) 話が2段階ある。申請された段階でデータベースに載り、都道府県に情報が行く。それと、申請の前から関与したいときは今のようなプロセスがある。

(高橋部会長) 産業政策を進めてきた自負がある都道府県としても、自分で提案したりするシステムも欲しいだろうと思う。具体的に言うと、経済産業局の審査委員会はどうか。

(経済産業省中小企業庁) 審査は正式な申請があつてから進んでいくが、正式な申請に至る前の相談の段階から声かけをして、プロセスに入ってもらえるようにする。

(高橋部会長) 都道府県がどう入っていけばいいか、目に見える形にしてみたい。

(総務省) 業務フローを作っけて示す。

(高橋部会長) 都道府県がどう入っていくかというフローを示してもらって、どの段階で、どのように入っていくか、見通しができるようなものをお願いしたい。

(経済産業省中小企業庁) 今でも複数の市町村が連携した案件もある。

(総務省) 一般の業務フローを示したい。

(高橋部会長) そうした業務フローをきちんと示してもらって、都道府県が関与できるシステムを作ってもらえれば有り難い。

#### <通番 54：地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲（経済産業省中小企業庁）>

(高橋部会長) 制度ができて既に7年ということだが、産業振興については都道府県が行っており、地域資源の指定も都道府県が担当している。このため、産業振興については一括して都道府県が行うこともあり得るのではないか。

特に他法令で、国が基本方針を定めた上で都道府県が認定する仕組みを作っている事業は結構ある。新事業活動促進法等の例もあるので、そろそろ見直してもいいのではないか。

(経済産業省中小企業庁) 前回は閣議決定前で説明できなかったもので、地域資源法の改正について、紹介してもらいたい。

7年間で1,200社認定してきて、個社支援の成果事例の中には1億円を超える売上げを確保するものもある。一方で、地方創生という観点からすると、地域のブランドとしての波及効果という面的な効果では、まだまだ足りないという評価もある。今回の法改正では、事業者にも身近な市町村の役割が明確になっていなかったもので、地域資源の指定に当たって意見できるという規定と、地域資源活用に係る事業活動の促進に関して、都道府県及び市町村が総合的な計画を策定して実施するという訓示規定を新たに置いた。特に市区町村の積極的な関与をお願いしたい。

もう一つ、販路開拓が重要ということで、これまで作り手支援が中心だったが、販売促進の支援を付け加えた。

少し過ぎたが5年後見直し規定に従って見直しを行い、国会での審議を待っている。

(高橋部会長) 見直しの時に都道府県中心のスキームに変えるという議論はなかったのか。

(経済産業省中小企業庁) 市区町村に積極的に関与してもらうことが改正の方向性であり、単独では規模的に難しい市区町村のバックアップや、複数の市区町村が連携をした場合の調整を、都道府県にお願いしたい。

(伊藤構成員) 都道府県の側からすると、地元の経済産業構造は都道府県が熟知しているにもかかわらず、事業者が国、経済産業局と直接やりとりをするため情報がない。さらに、販路の開拓等がうまくいっていないケースが散見されることに加え、モデル事業として始まって7年で1,200件認定して成功例もあるが、他方で、モデル事業を軌道に乗せて一般化していく部分が、都道府県から見るとうまくいっていないように見えて、今回の提案につながっていると思う。いかがか。

(経済産業省中小企業庁) 事前の相談の段階で、なるべく都道府県の職員に声かけして打合せに参加してもらってきたが、もっと徹底していきたい。



一方で、今回の法改正では、これまで個社支援が中心だったところに加え、地域ぐるみの地域ブランド育成といった面の取組を応援することとしている。そこで、法律上出てくるわけではないが、法律に市区町村の積極的な関与を明記し、地域資源を活用したふるさと名物応援宣言を出してもらって、国も一緒に促進する新しい形での地域資源法の施行を考えている。法案が通ればという条件付きではある。

(伊藤構成員) 法案の段階なので難しいかもしれないが、市区町村の関与も重要だが、それに加えて都道府県が地元の経済産業構造を見た上で判断する形もあってしかるべきだと思う。認定権限を都道府県に委ねることは、事業者にもワンストップで物事が解決できるというメリットがあると思う。将来的に移譲するという考えはないのか。

(経済産業省中小企業庁) 今でも都道府県を経由して申請をすることになっており、事業者からすれば、書類を持っていく先は都道府県であって、重複して負担になるということはない。これからは、法律上、意見を提出する権限が都道府県にあるので、今以上に積極的に意見を出してもらえるよう、働きかけをしていきたい。

実際に事前の相談会に都道府県の職員も入ってもらって、県の意見で申請しないことになった事例もあるので、今の仕組みでも県の意見を尊重できると思う。むしろ具体的な意見をもらっている例ばかりではないので、国からも働きかけをしていきたい。

(伊藤構成員) 趣旨は分かったが、事業者の側からすると、都道府県でも独自の中小企業支援があり、こちらのスキームもあるため、重複部分がかかなりある。事業者にはチャンスが複数ある方がいいのかもしれないが、全体的な資源配分の効率性という観点からすると適切なのか。都道府県も中小企業応援ファンド等、積極的な取組を行って、効果を上げている。先ほどワンストップと言ったのは、事務的な経由の話ではなく、窓口が複数あることで全体的な効率性を損なっているのではないかということである。

(経済産業省中小企業庁) 事業者からの声でよく耳にするのは、補助金もそうだが、国の認定を受けたことで、お墨つき効果のようなことがあって販路が広がった、海外に出しやすくなったというようなことがある。

(磯部構成員) それは分かるが、1個前の話では県も意見を付けており、適切な意見が反映されている例もあるから、そうした運用を奨励していきたいという趣旨だったと思う。ただ、県の意見と、最終的に全国的な視点があり国がフォローしているという主張だが、そこで2つ判断主体がいることが不適切なのではないか。本来全国的な視点で考えるべきところを、県でやめておけと言ってしまうこともあり得るが、それは防ぎようがない。

(経済産業省中小企業庁) そういう意味で認定権限は国にあり、今回の改正法でもそこは維持される予定だが、地域資源の指定と、国全体の中小企業支援で、中小企業による活用事業計画の認定を、都道府県と国で役割分担することがこの法律の基本的な仕組みである。地域資源については、国よりも地域に根差した都道府県の方が、どの地域資源にポテンシャルがあるかという判断をするのに適切だと考え、指定を都道府県に任せている。

(磯部構成員) 指定の話ではなく、地域資源の事業計画の認定申請に対する意見として、例えば、活用事業としてこれはいかがなものかという不適切な意見を県が言った場合、それで申請をあきらめることもあり得るのではないか。

(経済産業省中小企業庁) 意見を聞くからには、その意見は尊重する。根拠がなければともかく、地域資源を指定している都道府県の意見に国も配慮する。

(磯部構成員) 申請者は事業者であり、事業者は県と国を相手にすることになる。県から勝ち目はないといった行政指導をされれば、申請するかしないかは最終的に事業者が決めることになる。だから国が判断する前段階で事業者があきらめてしまうことがある。そう考えると、全国的な視点も含めて、1か所で全部判断すべきではないか。

(経済産業省中小企業庁) 先ほどの例が余りよくなかったのかもしれないが、国が案件を見る前に県が行政指導しているのではなく、事前の打合せ会に都道府県も入ってもらい、経済産業局も入って検討をしている。事業者から見ればワンストップになっている。

(磯部構成員) みんなで見ているという意味か。

(経済産業省中小企業庁) そのとおり。

(高橋部会長) 平成26年度の行政事業レビューで指摘を受けたと思うが、どのように反映したのか。

(経済産業省中小企業庁) 公開レビューでの意見も受けて、今回法改正による全面的な見直しを図った。当然、補助金、予算事業に関して新しい改正法に基づいて、新しい仕組みを検討している。

(高橋部会長) 基本的に自治体の事業のような性格があるという指摘を受けているが、そこについてどういう議

論をしたのか。

(経済産業省中小企業庁) 予算に関しては要求中で内容が固まってないが、そういった指摘も踏まえて、これから具体的に固めていきたい。

(高橋部会長) いつ指摘があったのか。

(経済産業省中小企業庁) 今年6月に省内の事業レビューで指摘を受けた。

(高橋部会長) 今、法案を出しているということだが、当然、指摘を踏まえて法案を策定しているのか。

(経済産業省中小企業庁) そのとおり。公開レビューは基本的に予算事業についてのものであり、それも踏まえながらだが、具体的な反映は27年度の予算でと考えている。指摘は法律では直接はなかった。

(磯部構成員) 自治体の事業で十分対応できるのではないかと指摘は、むしろ事業の性質に関する指摘ではないか。国が直接執行するような事務ではない。

(経済産業省中小企業庁) そういう観点も踏まえて白地で再検討せよというのが事業レビューの結論だったので、それを受け止めて検討している。

(磯部構成員) だが、法律の改正案は作っている。

(経済産業省中小企業庁) そのとおり。

(磯部構成員) 事業の性質を国が直接行う事務ではなく、自治体等の事業と位置付けるという性格変更は法律でしかできないはずではないか。

(経済産業省中小企業庁) 事業レビューの結論は権限移譲せよという結論ではなく、都道府県との役割分担の観点も含めて白地で見直しをせよということだったため、見直しをして、法律に関しては、今回、改正案を出している。

(磯部構成員) 白地で見直しというのは、まさに国の認定というスキームを含めて根本的見直しをしると普通は受け止めるのではないか。

(経済産業省中小企業庁) あくまで予算事業に関して、と受け止めている。

(高橋部会長) 予算を出す前提として当然、その事業の性格について指摘があったという話なので、法案を出すということでもあるが、我々としては、本来、都道府県でやるべきであって、国は支援という形で役割分担すべきだと思っている。その辺は引き続き議論したい。運用改善の話があると思うが、その具体的な中身はどういうことを考えているのか。

(経済産業省中小企業庁) 繰り返しになるが、各経済産業局で、正式な申請に至る前に事業者、関係者との打合せ会を開催しており、都道府県にも声かけしているところも多いが、それを全体で実施していきたい。それによって、指摘を受けたように、都道府県に申請が出てきた段階では計画が固まっていて、手の出しようがないということにならないようになる。もちろん参加するかは都道府県の判断だが、声かけはしっかりしていきたい。

また、その後に認定されたかどうかという個別の結果についても、フィードバックをできていなかった部分もあるので、しっかりやっていきたい。これも本省と経済産業局の間できちんと周知、通知を出す形で徹底をしたい。

(高橋部会長) 都道府県の場合、重い関与なので、都道府県に十分説明する仕組みを付けてもらうのだと思う。

あと、中小企業応援ファンドとの調整は、どのように考えているのか。

(経済産業省中小企業庁) 先ほどの創業支援も同様かと思うが、地域レベル、都道府県レベルでの地域資源活用の施策との整合性も含めて、ぜひ都道府県から機会を捉えて意見を出してもらいたい。

中小企業応援ファンドと地域資源法の認定については、全国的な視点からモデル事業を国が認定をして、より裾野の広い新事業の種や芽を都道府県の中小企業ファンドが支援するという役割分担をしている。

(高橋部会長) その場合、中小企業応援ファンドで芽が出てきた事業を吸い上げる採択基準を検討できないか。

(経済産業省中小企業庁) 中小企業応援ファンドに限らないが、都道府県から支援を受けている事業については、そのことも意見書に書いてもらい、国が認定する際も配慮できるようにしたい。

(高橋部会長) その仕組みをフローに書いてもらうことはあり得ると理解した。そうすると対応不可ではないと思う。

(経済産業省中小企業庁) 整理の話で確認したいのだが、創業支援と地域資源では同じ状況だと思っており、運用改善を図っていききたいという意味でD(現行規定により対応可能)に揃えさせてもらいたい。そうした意見も出した。

(高橋部会長) 事務局はどうか。

(高角参事官) また整理をさせてもらうが、先ほどの創業支援は、現行規定により対応可能な区分(D提案)というより、改定の方で検討ということで、E提案(提案の実現に向けて対応を検討)で整理するのではないかと思う。創業支援と同列に評価をしていいか整理をしたい。

(経済産業省中小企業庁) ぜひ創業支援と同じ回答をできればと思う。

(高橋部会長) 改正法でも同じスキームの予定ということで、質的に違いがあるのではないか。事務局とも相談してもらいたい。

<通番1: 一部に国県道を含んで都市計画決定された市町村道に係る変更権限の市町村への移譲(国土交通省)>

(高橋部会長) 第2次回答において、E提案(提案の実現に向けて対応を検討)ということで、前向きな回答を感謝する。

全体としてのスケジュールがあり、専門部会で検討できる期間というのにも限られている。本提案に関しては、全国市長会や全国知事会からも前向きな意見が出されているため、12月末の閣議決定に方向性を盛り込みたいところ。検討スケジュールをお教えいただきたい。

(国土交通省) 調査に数か月程度かかると考えている。調査は、毎年度行っている都市計画現況調査を活用し、他の提案に係るものとまとめて実施したいと考えており、年末の閣議決定までに具体的な対応の方向性を示すことは困難。改め得るところは改めていきたい。

(高橋部会長) 都市計画現況調査はいつ頃実施するのか。

(国土交通省) 例年11月末頃に地方公共団体に照会し、翌年の2月~3月にかけて回収・集計する。

(高橋部会長) 調査後に運用方法を見直すということだが、現時点で最終的なイメージはお持ちか。

(国土交通省) 当初、それが国道になるか都道府県道になるか分からない時に、一体的に決定をして、その後、道路ネットワークの性格や公物管理の実態に鑑み、別々に都市計画決定した事例は承知している。

ただ、提案のような事案について、現場の対応状況を丁寧に調査し、どんな工夫ができるのか考えていきたい。

(高橋部会長) 承知した。様々なやり方があると思うので、積極的に検討いただきたい。

<通番42: 町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止(国土交通省)>

(高橋部会長) 第2次回答において、E(提案の実現に向けて対応を検討)とのことで、感謝を申し上げる。ただ、我々としては、第1次勧告では、合併等で町村の体制が不安定であるため一旦市まで同意を廃止するとして整理されたものであり、必ずしも執行能力等の観点から市と町村を分けたのではなかったと認識している。

合併が一段落し、市と町村を分ける積極的な理由も薄れてきたのではないか。調査については、制度改革の支障について確認するとともに、基本的には市と町村の区別を撤廃する方向で対応いただきたい。

(国土交通省) 過去の議事録等を確認したが、当時、都道府県から市町村への権限移譲について、多くは市まで移譲し、町村までは移譲しないとされた。同意の廃止についても発想は同じで、市町村合併が進行中であるため、その後の状況を見定めてというところがあったと思う。

今回、E(提案の実現に向けて対応を検討)と回答したが、過去の経緯を踏まえ、制度改革に当たっては、その後の推移を客観的事実として掴む必要がある。市と町村を区別する積極的な理由について見定めた上で、対応を検討したいと考えており、まずは調査させていただきたい。

(伊藤構成員) 調査について具体的なイメージはお持ちか。

(国土交通省) 都市計画区域を有する市町村を対象に、都市計画担当職員数と都市計画決定数を調べ、状況変化について検討するとともに、都道府県と町村に対して同意廃止による影響等を確認したいと考えている。

(伊藤構成員) 近年、市町村も行革を進めて職員数全体がかなり減ってきているため、単純に職員数が横ばい・減少傾向であるから町村の執行体制が不十分という判断は避けていただきたい。また、町村全体について同意を廃止することを前提として、調査していただきたい。

調査の時期はいつ頃を予定しているのか。

(国土交通省) 例年行っている都市計画現況調査と合わせた実施を考えている。

(高橋部会長) 本件については町村会・知事会共に積極的に制度改革を求めているところであるが、改めて調査

を行う理由は何か。

(国土交通省) 当事者が両方良いからすなわち制度改正とはならない。過去の法改正の経緯を踏まえ、事情変更の状況を制度所管省として確認する責任がある。

(伊藤構成員) 制度の見直しに当たり、関係団体の個々の意見を尊重する必要があるのは分かるが、今回、全都道府県あるいは全町村としての意見を知事会と町村会から出していただいております、基本的に必要なものは出ているのではないかと。

(国土交通省) 都市計画を担う現場に対して支障がないかどうかも含めて調査したい。

(高橋部会長) 調査自体に異議はないが、調査の仕方として、自治体の意向は既に出ており、後はそれを特に妨げる支障があるかどうかという観点から調べていただきたい。

状況変化を調査するとは、21年の状況と現況を比較するという事か。

(国土交通省) 然り。前回改正時に、21年の数字を元に検討したため、それと比較したい。

(高橋部会長) 行革の影響等を勘案し、単純な数値だけを見ることのないよう、再度お願いしたい。

(国土交通省) 職員数については、全体の中の比率等も見していきたい。21年の数字だと、職員数や都市計画決定数で、市と町村でかなり差があったため、その辺りも確認したい。制度改正に際し実施した21年の状況調査では、都市計画担当の職員数平均が、市は20.6、町は9.1、村は6.3という結果だった。

(高橋部会長) そこは人口比で見ることが適当ではないか。

(国土交通省) 人口比も調べる。しかし、23年の制度改正時に、職員数の平均や都市計画決定数を参考にした経緯もあるので、それも踏まえて検討したい。

(高橋部会長) 都市計画決定数についても、機械的に単純比較するというのもいかがなものか。

(国土交通省) 案件によって規模の大小はあるにせよ、手続や考え方は共通していることから、当時は件数などで比較したのだと思う。ただし、今回の調査は、前例踏襲ではなく、結論がきちんと出せるよう行いたい。

(高橋部会長) 数字というのは見方によって大きく異なるため、調査の際には、真に都市計画に関する能力が分かるような形で数字を選んでいただきたい。

(国土交通省) 数字だけで判断できないような個別具体の事例について、定性的な分析も含めて調査する。

(高橋部会長) 調査に関しては、内閣府からも意見を出してもいいのではないかとと思うが、いかがか。

(国土交通省) より実態に近い姿を把握するという目的は一緒だと思うので、そこは相談させていただきたいし、御意見いただければ、参考にさせていただきたい。

(池田参事官) 先ほどの軽易な変更の見直しの調査等、技術的な部分に係るものについての調査の必要性は理解するが、本件は、技術的な話ではなく、都道府県の関与論である。知事会も町村会も関与不要としており、かつ、第1次勧告当時から状況変化も見られる。それでもなお、なぜ同意を廃止していただけないのか、再度御説明いただきたい。

(国土交通省) 知事会や町村会の御意見は承知しているが、現場の判断について丁寧に調べる必要があると考えている。ただ、頂いた意見を踏まえ、合併による影響等も調査したいと思う。

(池田参事官) 同意廃止によって、個別の運用で生じる影響について調査していただくのは構わない。一方で、知事会や町村会の意見は、都市計画部局の意見を無視して出てきているわけではなく、それぞれの県や町村で全体として意思決定をしたものを元にして、まとめられているもの。それを不十分で調査してみないと実情が分からないというのは、正直腑に落ちない。

(国土交通省) 制度を所管する立場として、過去の経緯や現場の状況については、丁寧に調べた上で検討していきたい。

ある意味シンプルな話だが、23年に勧告に沿って、市と町村の間で都市計画の運用に関する執行体制等に差異があるという理由で、今の制度とした。それから3年後の今、改正を検討するのであれば、過去に用いた要因について、どういう事情の変化があるのかを制度所管省として確認をしなければならない。当事者の意向だけで改正をするのは、適当ではないと思う。

(高橋部会長) 勧告では、町村の合併が進行中であるため、まずは市について同意を廃止するという仕切りであり、執行能力等が主な話ではなかった。合併が一段落したというのは客観的事実であり、調査の必要性は認められない。繰り返しになるが、知事会も町村会も団体の意向として問題ないとしているのに、それを覆す特段の事情の有無について調査し、たまたま現場から多少不安の声が出たから同意の廃止は困難として整理されることを危惧している。

(国土交通省) 23年の改正時に、制度上で扱いの違いを設けた理由は、合併が進行中で町村の執行体制等が大きく異なるということなので、合併が落ち着き、具体的に町村がどのような処理能力を有するようになったのかを再確認しないと、改めて制度改革をすることにはならない。また、当事者双方が良いと言っているから直ちに制度改革するという事にもならない。

(高橋部会長) 団体を代表して住民と行財政について最終的な責任を有する首長が集まって意見表明をしている重みを御理解いただきたい。

(国土交通省) 団体として所定の手続を経て意思表示されていること自体は、大きな事情として考慮しなければいけないと考えているが、関係者が皆良いというからすなわち制度を変えるということにはならない。

(高橋部会長) 私としては、合併が落ち着いていないからという方が過去の議論の中心だったように思うが、いかがか。

(国土交通省) 勧告当時の西尾委員長代理からは、合併が進行中で、町村の姿がどうなるかとよく見えていない、町村の姿が落ち着き、大規模な町村ができたときに、その後どうしていくかが今後の課題という旨の発言があったと承知。

(高橋部会長) 例外的に小規模な町村が残っていても、全体として合併が落ち着いており、例外は例外として同意を外すことが筋ではないか。

(国土交通省) 当時の西尾代理の御発言なども踏まえて、平成23年当時と比較して町村が合併を経て、どのような形になったのかも含め検討してみたい。

(伊藤構成員) 広域連携の仕組みなども導入され、小規模な町村が単独で都市計画を行うことは、想定できなくなっている部分もある。

(国土交通省) 広域連携の仕組みの活用状況等も踏まえ、必要があれば制度改革したい。

(高橋部会長) 広域連携の仕組みを使う意欲もあるかどうかも含めて調査をしていただきたい。同意廃止に当たっての顕著な支障の有無を調べるために調査するのか、前回の制度改革時と全く変わりがないことを調べるために調査するのかでは、大きな違いがある。関係部局の意向も確認した上で知事会・町村会の意向を尊重し、同意の廃止について特段の事情がないかどうかを確認するという観点から調査していただきたい。

(国土交通省) 第1次勧告を踏まえて平成23年度に一定の考え方で法改正された内容を再度変えるためには、どのような整理ができるのかきちんと説明をする必要があると考えている。しっかりと調査に臨んでまいりたい。

(高橋部会長) 対法制局の関係で、法制化に当たり、メリハリをつけるために明確な線引きをあえてしたということがあり得る。ミシン目を入れるために強調した区別が適切かどうかという点からも、御議論いただきたい。

(国土交通省) 第1次勧告に関する議論で、市と町村が区切られた取扱いとなっていることに町村が不満を感じているのではないかとといった発言も西尾代理はしておられる。ただ、当時の地方分権改革推進委員会における全体的な整理に鑑み、合併の推移も踏まえて十分検討してまいりたい。

(高橋部会長) 対法制局で整理されたものと分権の全体の方向は別物であり、別の論理もあり得るということを含頭に、調査に臨んでいただきたい。

#### <通番3：開発許可の技術的細目に係る条例の自由度の拡大（国土交通省）>

(高橋部会長) 本提案についても、他と同様、都市計画状況調査の一環として調査をされるということか。

(国土交通省) まとめてやった方が地方公共団体にとっては事務負担の軽減につながると思っている。

(高橋部会長) 条例委任を含めて見直しを検討する旨回答されているが、方向性を今の段階で明示いただけないか。

(国土交通省) 調査結果を踏まえないと難しい。方向性についてはまだコメントする段階ではないと思う。

(伊藤構成員) 現行制度は、ほとんど自治体で工夫する余地がないが、今回の調査で見直した結果、仮に条例委任するにしても国の定めるところに沿って条例を作ってもらうことを想定されているのか、もう少し柔軟な形で地方公共団体が事情に応じて条例制定できるような余地が残されるのか、その辺のイメージは現時点でお持ちか。

(国土交通省) 現在、公園の設置が義務付けられているのは0.3haが下限面積となっており、この下限面積を条例委任することを含めて見直しを検討したい。

#### <通番41：開発行為の許可権限の希望する市への移譲（国土交通省）>

- (高橋部会長) 第2次回答の「市町村自らが提案基準を主体的に作成できる」という記述は、市町村が事務局を別に作るができるということか。
- (国土交通省) 開発審査会については、条例による事務処理特例制度で移譲された開発許可権限を全うするため、市町村が開発審査会に付議する事務を含め、一体的に事務を遂行するという方向で検討したい。
- (伊藤構成員) その場合、開発審査会の開催自体は、都道府県の開発審査会の会長が行うが、事務は市町村が担当することとなり、非常に分かりづらい。市町村が開発審査会の設置権限を移譲することはできないのか。
- (国土交通省) 開発審査会の開催に当たり、日程調整や県事務局への説明に時間を要するなどの支障が生じているとのことなので、事務処理特例に基づいて権限移譲を受けている市町村が自ら事務局として開発審査会を開催できればそうした支障が解消されるのではないかと考えている。
- (伊藤構成員) 市町村が事務局機能を持ったとしても、具体的に判断するのは都道府県開発審査会であり、また、都道府県にも開発審査会の事務局があり、調整の煩わしさ自体は変わらないのではないかと。開発審査会への提案基準を自分たちで作れるというのがメリットかもしれないが、実際に委員を招集し、会議を開催するという点では、依然として市町村の負担は残るのではないかと。
- (国土交通省) 開発審査会への付議案件が年間4~5件という県もあることから、調整の煩わしさはあまりなく、事務局機能も含めて市町村が行えるように周知すれば、現場の支障はなくなるのではないかと。
- (高橋部会長) その場合、市の委員としての立場と、県の委員としての立場の併任がかかるのか。
- (国土交通省) 市の開発審査会を置くというのではなく、県の開発審査会の開催事務を、自ら付議した案件については市が行えるということである。現行制度上、事務処理特例条例により開発許可権限と合わせて開発審査会への付議に係る事務権限が移譲されているところ。その付議という言葉の意味合いとして、自らの案件に関しては都道府県の開発審査会という場所を開催することまで含むという趣旨を明確にすることを考えており、併任の問題は生じない。
- (高橋部会長) お示しの運用改善では、開発審査会の委員は、県の特別職の公務員ということになる。提案は、希望する市が独自で開発審査会を設置できるようにすることだが、対応できないのか。
- (国土交通省) 現場の支障事例の解消に向けて運用改善で対応したい。
- (高橋部会長) 事務処理特例によって開発審査会を市町村に設置することについては、どのように考えるか。
- (国土交通省) 都市計画法において、開発審査会は都道府県、指定都市、中核市及び特例市に置くだけ書いてあり、その設置は事務処理特例の対象となる都道府県の事務・権限ではないと考えている。
- (高橋部会長) 事務処理特例を利用することは地方自治法上可能ではないかと思うが、都市計画法上妨げがあるということか。
- (国土交通省) 都市計画法は、開発審査会を都道府県等に置くことと規定していることから、事務処理特例で開発審査会の設置範囲を拡大することはできないと考えている。ただし、開発許可権限は、事務処理特例で指定都市、中核市、特例市以外の市町村にも移譲可能となっているので、その移譲の趣旨を貫徹するために、現在都道府県が担っている事務局の事務を、市町村が付議する範囲で当該市町村が一体的に行うことができるよう運用改善を検討したい。
- (池田参事官) 提案団体の提案が実現できない場合にはその理由を各府省庁に説明していただいている。今回の回答は、一定の支障事例の解消にはつながるものの、手挙げ方式で開発許可権限を移譲することができない理由とはなっていないと思われるので、その点を説明いただきたい。
- (国土交通省) 開発許可権限の移譲ではなくて開発審査会の設置ではないのか。
- (池田参事官) 開発許可権限が法定で移譲された場合、開発審査会はあわせて設置されるだろうということ。
- (国土交通省) 他省庁所管の制度でも、許認可権限は市町村に事務処理特例で移譲されているが、審査会は都道府県に設置されている例があるところ。
- 提案団体が支障として挙げていた、開発審査会の開催自体が困難といった事態等に対応するという点で今回の第2次回答となったが、現場から一定の距離を置いた者が審査を行うことが適当であり、現行制度は維持する。
- (池田参事官) 本提案は、当該権限を全市町村に移譲することを求めるものではなく、手挙げ方式で、国土交通省が定める要件を満たす、開発審査会を設置可能と認められる団体に対し、権限移譲を求めるもの。それが不可能な理由を再度御説明いただきたい。
- (国土交通省) 個別案件の審査に当たって、市街化調整区域の比較的小さい市などは強い開発圧力にさらされる

ため、現場から一定の距離を置いた主体に開発審査会を設置するのが適切。また、開発許可案件の少ない事務処理特例市町村は、都道府県の開発審査会を利用したほうが経済効率的であるということ。以上2つの理由から、現行制度を維持する。

(伊藤構成員) 開発審査会自体も第三者機関であり、客観的な判断が求められる。提案団体が開発審査会を置いたとしても、市当局の意向をそのまま受け入れるというわけではないと思うが、いかがか。現在、都道府県等に置かれている開発審査会の活動については、どのように評価するのか。

(国土交通省) その部分について評価していないので、必要ならば調査したい。先の通常国会では、一部市町村に対して、都市再生特別措置法の一部を改正し、開発審査会の設置範囲を拡大したところであり、今後調査が必要と考えている。

(伊藤構成員) 開発審査会に期待する役割としては、都市計画あるいは開発許可に関して客観的かつ専門的な見地から意見を述べることだということか。

(国土交通省) 特に高度な専門性等が求められるような部分について開発審査会の議を経ることとしているので、そうした専門性の発揮を期待している。

(伊藤構成員) 中核市に実態としては近い能力を有する市が、一定の専門性を持った方々を委員に迎え、客観的かつ専門的な観点から判断いただくことも可能なのではないか。

(国土交通省) 指定都市、中核市、特例市は一定の行政事務を遂行するに足る行政体であると地方自治法の中で整理されたことなどを踏まえ、開発審査会の設置範囲を拡大してきた。当面は現場の様々な支障事例を解決できるよう、事務処理特例の移譲の趣旨が貫徹できるよう、運用改善を検討したい。

(高橋部会長) 今の御説明では特例市に近い行財政能力を持った市に手挙げ方式で移譲できないことについて、納得できない。一定程度当事者から遠いという点について、特例市と特例市に近い市に違いがあるのか。

(国土交通省) これまで地方自治法の大都市制度に則って整理していたが、今般、現場で様々な事務局機能を果たせない支障があるとのことなので、運用改善を行いたいということ。

(伊藤構成員) 検討いただいた運用改善が機能すれば実質的に提案団体が望む状況となるかもしれないとは理解。しかし、今回、地方自治法の改正で特例市という分類がなくなることもあり、人口規模自体が自治体の規模、能力を分ける絶対的な基準ではないと言える。たまたま人口20万人に達していないものの、まちづくりに関していろいろな支障が出ている団体に対し、手挙げ方式を活用した移譲を検討すべきではないか。

(国土交通省) 提案団体は、開発審査会への付議に関する事務権限まで移譲されているため、自らの案件を処理する場合には、開催事務までやるということを徹底すれば、具体的支障は解決されると期待する。類似の他法令では、許認可権限を市町村長が持つ場合でも、当該権限の審査会は都道府県に置かれており、都市計画法だけ変えたとすると、制度的な説明がつかない。

(伊藤構成員) 類似の他法令とは、具体的には何か。

(国土交通省) 森林法に基づく林地開発許可に係る都道府県森林審議会と事務処理市町村との関係、医療法に基づく医療法人の設立認可に係る都道府県医療審議会と事務処理市町村との関係など。

許認可権限とその審査等を行う附属機関が元々は両方県にあり、その後許認可権限だけが移譲され、附属機関の設置はそのままというものもある中で、都市計画法だけ枠組みを変えるのでは説明がつかない。

(池田参事官) 事実を申し上げますと、森林法の林地開発許可は、1ha超のかなり大きな面積を開発する場合についてのみ必要で案件が少なく、事務処理特例で移譲している例は、都市計画法の開発許可に比べて極めて限定的。

(高橋部会長) 本件については、色々な市が同様の提案をしており、今回の支障事例は一例。様々な支障に対する最大限の受け皿は、手挙げ方式による権限移譲と開発審査会の設置であり、現行制度を改正し、特例市に近い行財政能力を持った市には移譲するというのが分権の見地から一番望ましい。

(国土交通省) ある年の調査によると、開発審査会の案件が、指定都市で約80件、中核市や特例市で40件前後である一方、より規模が小さなところはゼロというところが多く、指定都市・中核市・特例市以外の団体では、県全体で4~6件しかないという例もあった。審査時には線引きの趣旨も考慮する必要があるので、様々な事例を見ている有識者が統一的に運用することが望ましいと思うが、まず状況を調べ、県の開発審査会の運用を改めていきたい。

(高橋部会長) 件数が少なくても意欲ある団体には権限移譲するというのが手挙げ方式の趣旨ではないのか。

(国土交通省) 現場の実務の経験というのも、開発審査会の事務を行うに当たっては非常に重要な要素になる。

(高橋部会長) 手挙げ方式は、そうした経験を積む意欲があり、自らの行財政能力を割ける団体に移譲してほしいということ。

(国土交通省) 都市計画法 34 条には、市街化調整区域で開発が認められる要件が複数規定されており、最後に開発審査会の議を経たものという要件が定められている。また、都道府県が行っている線引きを担保する個別の仕組みとしても機能しているなど、他制度への影響も考慮をしなければいけない。

今回、E (提案の実現に向けて対応を検討) ということで回答しているが、まずは地方公共団体の実態や意欲について調査し、その結果を踏まえた結論を出していきたい。

(高橋部会長) 制度改正をするか、運用改善をするかの調査ということか。

(国土交通省) 運用改善が可能かどうかということの調査である。

(高橋部会長) 調査内容を運用改善の可否にとどめるのであれば、技術的助言の発出レベルであることと、かつ、実際の支障事例を踏まえた判断であることに鑑み、調査は必要ないのではないか。

(国土交通省) 開発審査会への付議に当たって、市町村と都道府県との間で様々な調整があるとのことなので、都道府県の意向も含めて、完全に市町村に任せて問題があるのかどうかを調査したい。

(伊藤構成員) それは、権限移譲も含めて意向を調査するということか。

(国土交通省) 都道府県に設置される開発審査会に市町村の案件を付議するに当たって、日程調整、委員への説明、審査会の運び方などを市町村に任せることが可能かを丁寧に調査したい。

(伊藤構成員) 調査対象は都道府県のみか、それとも市町村も含めるのか。

(国土交通省) 都道府県と市町村に対して調査をする予定。

(伊藤構成員) 今回示された手法が実際に実現可能かを都道府県と市町村に調査するということだが、現在国土交通省で想定しているもの以外の手法について、調査することは考えていないのか。本提案のように、自ら開発審査会を置くということも考えている団体がいないのかについては、調査をするのか。

(国土交通省) 極力負担にならないような形で、様々な意向を酌み取りたい。

(高橋部会長) 事務処理特例によって権限移譲を受けた市町村が事務を行うに当たって、開発審査会の開催事務等は当然自ら行うことができるというのが、事務処理特例による権限移譲の趣旨であり、調査を経ずとも通知を発出すべき。

(国土交通省) 現場では様々な形で事務が動いている実態もあることから、現場で混乱が生じないように、事務処理特例制度の趣旨を踏まえて調査をしたい。

(高橋部会長) その場合、都道府県から消極的な意見が出れば見直しをしないことになるのか。

(国土交通省) 仮に支障事例が示された場合であっても、それが合理的な支障かどうかを十分判断しながら改善していきたい。

(高橋部会長) 繰り返したが、運用改善の実施に当たり、調査を前提とするというのはいかがなものか。

(国土交通省) 技術的助言を出すということは、地方公共団体に対して一定のメッセージを発することとなるため、事実確認を経ずに行うことは難しい。

(高橋部会長) 御省の主張は理解。事実確認という趣旨で調査していただきたい。また、手挙げ方式の可否について、引き続きやりとりさせていただきたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)